

第55回 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成28年3月25日（金）13：30～14：45

場所：青森国際ホテル 3階 孔雀の間

司会： 本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。私は、本日、司会を務めさせていただきます環境保全課の蝦名でございます。

会議に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は事前に送付させていただきました次第、出席者名簿、席図、そして資料1から資料5までです。不足などはございませんでしょうか。

それではただ今から、第55回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を開催いたします。

それでは、開会にあたりまして、環境生活部長の林から御挨拶申し上げます。

林部長： 環境生活部長の林でございます。

委員の皆様方には、年度末の大変お忙しい中、御出席をいただきまして大変ありがとうございます。

おかげさまで県境不法投棄現場ではいろいろ作業が進んでございます。現場の状況を若干申し上げますと、昨年10月に26年度から進めてまいりました「森林整備計画」に基づく植樹を完了することができました。委員の皆様をはじめとして、植樹祭にあたっては県民の皆様、そして企業の皆様にも御協力、御支援をいただきまして、こういった形で植樹を完了することができたところでございます。この場をお借りして感謝を申し上げる次第でございます。

そしてまた、現場の地下水の浄化の関係でございますけれども、昨年8月に新たな揚水井戸等の設置を完了したところでございまして、これを受けて9月からは本格的に汚染地下水の浄化を進めているところでございます。

こういった今年度の状況を踏まえまして、本日の会議におきましては現場地下水の1,4-ジオキサンの浄化の状況、そして27年度の環境モニタリングの調査結果、そして来年度の環境モニタリングの調査計画等につきまして御説明を申し上げます。

ぜひとも委員の皆様には、それぞれのお立場から御意見、御要望等もいただければと考えているところでございますので、本日はよろしく願い申し上げます。

司会： それでは議事に移ります。ここからの議事進行につきましては、協議会設置要領第4第4項の規定により会長が行うこととなっておりますので、末永会長に議

事進行をお願いいたします。

末永会長： 会長を仰せつかっている末永でございます。一言申し上げます。

我々、2年前にこの協議会の委員をお引き受けいたしまして、以来、委員の皆さん方と特に3つの課題、1つは自然再生、もう1つは地域振興、それから情報発信に関しまして様々に皆さん方から御意見をいただいていたところでは。

先ほど林部長の方からもお話でありましたけれども、着実にこれら全てが進んでいるということで、今日、いろいろ御報告がありますが、これまでの2年間の1つの区切りという形で委員の皆さん方の御意見をいただきたいなど、そのように思っております。よろしくをお願いいたします。

それでは議事次第に従いまして、案件（1）「地下水浄化対策」に関して御説明をいただきます。よろしく申し上げます。

事務局： それでは資料1を御覧ください。現場地下水浄化計画に基づく1,4-ジオキサンの浄化の状況について御説明します。

「現場地下水浄化計画」に基づいて施工した新設揚水井戸等の設置工事が平成27年8月までに完了し、9月からは既設揚水井戸も含め、本格的な汚染地下水の揚水浄化を進めております。引き続き、平成28年度に実施する中間評価に向けて、揚水井戸の揚水量及び1,4-ジオキサンの濃度の状況を把握していきます。

現在の状況についてですけれども、9月以降の各揚水井戸の揚水量及び1,4-ジオキサン濃度の状況を下の表にまとめております。表の左側には揚水井戸の揚水量、右側には揚水井戸の他、観測井戸もありますので、それらも含めた1,4-ジオキサン濃度の結果を記載しております。

これまでの調査で地下水のあるところの帯水層が青森県側の現場では2つあることが確認されており、浅いところにある地下水の帯水層を第一帯水層、深い位置にある帯水層を第二帯水層としております。

揚水井戸のうちSWという記載があるものは、第一帯水層の浄化を対象とした揚水井戸でありまして、DWとなっているものは第二帯水層を対象としたものになります。

また、表の中にエリアという欄を設けておりますけれども、それは右上の図にエリアを記載しており、そのエリアにある揚水井戸及び観測井戸を示しております。

具体的な揚水井戸等の位置については2ページ、3ページに記載しております。また、こちらには1,4-ジオキサンの濃度の経年変化グラフも記載しております。2ページに記載しているものは第一帯水層、浅いところの帯水層であり、3ページは第二帯水層、深いところの地下水を対象とした状況を示しております。

1 ページに戻っていただきまして、まず揚水井戸の揚水量の状況について御説明します。下流部のSW-4、21、23、DW-1～3と6、7、10、11、現場の中央部のSW-24、DW-15、16、北部のSW-25、DW-18では概ね安定的に揚水ができておりますが、現場下流部のうちDW-5、中央部のSW-26、DW-19、北部のSW-22と27、DW-8と13、現場南部のDW-9、14、20、そして県境部のSW-28では、月当たりの揚水量が1 m³以下となる日があるなど、安定した揚水ができていない状況にある他、現場北部のDW-12、17では揚水ができない状況にあります。

簡単にまとめますと、現場下流は水が集まってきますので安定的に揚水ができています他、中央部については元々谷筋の地形となっており、水が集まってきますので、揚水ができる状況にありますけれども、そこから外れる現場の北部や南部と現場の上流側にあたる県境部では、安定的な揚水ができない状況にあります。

続きまして1,4-ジオキサンの濃度の状況について説明します。1 ページ目の下の表の右側の方になりますけれども、こちらの方、表を色で分けておりますが、これは環境基準値以下のところについては緑色で、環境基準値を超え環境基準値の10倍以下の濃度のところを黄色で、環境基準値の10倍を超えるところを赤で示しております。1,4-ジオキサンの濃度の状況については、下流部及び中央部のSW-26、DW-10、15、16においては低下傾向が認められますが、SW-21、28、SW-5、9、14、18、20においては増加傾向も認められ、全体としてはまだ大きな低下は見られていない状況にあります。

2 ページを御覧ください。まず第一帯水層、浅い方のところの汚染の状況ですけれども、現場の下流部及び県境部で高濃度の汚染が確認されております。このうち県境部については、2 ページの右側、赤いところにコメントを記載しておりますけれども、県境部については上流側はアスファルト舗装の道路となっておりまして、降雨があっても雨水が地下浸透せず、浄化に必要な地下水涵養が進まないと考えられるため、今後の中間評価や中間評価を踏まえた追加対策工の検討に資するため、今年2月から、このエリアの土壌調査や地下水調査を行っております。これらの結果を取りまとめまして、必要な対策等を検討し、浄化対策を実施していきます。

3 ページを御覧ください。こちらは第二帯水層、深いところにある地下水の1,4-ジオキサンの濃度の状況になります。こちらは現場下流や北部で高濃度の汚染が確認されている状況です。先ほど現場の揚水井戸の揚水量の状況を御説明しましたけれども、現場の下流側は比較的安定的に揚水ができています状況にありますので、今後も引き続き中間評価に向けて濃度の状況を把握していきたいと考えております。

資料1 について、1,4-ジオキサンの浄化の状況に関する説明は以上となります。

す。

末永会長： ありがとうございます。ただ今、現場の地下水浄化対策に対しまして、2つありまして、1つは揚水量の状況、もう1つは1,4-ジオキサンの濃度の推移、これに関しまして御説明をいただきました。この点に関しまして、何か御質問等ありましたらお願いします。

鈴木委員。

鈴木委員： 2点質問します。1つは揚水量についてです。その後は1,4-ジオキサン濃度について伺います。中間評価の参考にしたいんですけども、先ほどの説明の中で北部、それから南部の第二帯水層、ここでなかなか地下水が揚水できないということですけども、現時点でどういった考察をしているのでしょうか。何が原因で揚水ができないのか。井戸が涸れているわけですね。その原因は何なのか教えてください。

末永会長： 事務局、どうですか。

事務局： 今、鈴木委員がおっしゃられたように、確かに現場の北部、南部については揚水ができない状況にあります。まず北部と南部では他のエリアと地質の状況が違うところがありまして、最近、新しく掘った揚水井戸の地質の状況も改めて評価をしているところです。現時点では現場の北部については元々ちょっと水を通しにくい地質が確認されており、特に、3ページの現場の北部に12、13、17というところが白抜きになっていて、ほとんど水が取れなくて調査ができていないので記載がないんですけども、こういったところは元々他と違う地質になっていて、水が通りにくい状況にあるという現状が見えてきているところであります。

現場の南側については、こちらは第二帯水層で揚水がなかなかできていない状況にあるんですけども、こちら水を通しにくいローム層が厚く堆積している状況がありまして、なかなか底の方まで水が行きにくい地質の状況にあるというところが少し見えてきております。

鈴木委員： 分かりました。

末永会長： もう1つ、御質問ですね。

鈴木委員： あと1つは、先ほど御説明にあったように、濃度的には平均濃度ですけど

も、横ばい傾向にあるわけですね。我々が考えていたのは、要は1,4-ジオキサンというのは水に溶けやすく、洗い出しをすればすぐに浄化できるんじゃないかという思い込みをしていたんですけども、この結果を見るとそうじゃないということが分かったんです。

浄化計画に基づいた中間評価に向けていろいろ考えるわけですけども、これを設定値にして、何か追加対策を立てるに当たって、現場に存在する1,4-ジオキサンの量というのは、これから算定していくわけですか。なかなか難しいことですね。

事務局： 1,4-ジオキサンの賦存量ということになるかと思うんですけども、現状ではどういった形で評価をしていくかというのが課題かと思います。

土の間隙率だとか、揚水井戸等を掘った時のボーリングのコアだとかがありますので、それらでもって再度評価をするようなこと等について、今後、鈴木委員など専門家と相談をしながら進めていきたいと考えております。

末永会長： 鈴木委員の意見はどうですか。

鈴木委員： 私自身も現場で調査をして分かったのは、今まで期待していたような浄化というのはなかなか進みにくいんですね。ですから、6年間で浄化をしなければいけないので、抜本的な追加対策、これが重要になってくるかなと思います。

末永会長： その辺は、今、鈴木委員の方で追加対策として新たな何かということで、これから専門家の方々と有効な対策を考えるという方向で考えていらっしゃるんですね。

事務局： 北畠から説明がありましたとおり、県境部については10カ所ボーリングをして、深さ1mごとの1,4-ジオキサンの濃度等を今調査しております。それによって高濃度のところを把握できれば、そこに大きい井戸を造ることによって汚染した土壌も除去できることになりますので、そういうことも含めて、ただ水で洗い出すだけではなくて、1,4-ジオキサンそのものをなくすることも一つの選択肢としながらも検討をしていきたいと思います。

先ほど言ったように先生の御助言をいただきながら、いろんな方法があると思いますので、調査結果を基に検討をしていきたいと思っています。

末永会長： よろしいですか。

宇藤委員。

宇藤委員： 先日、地元で説明をいただきましたけれども。この資料1の表を見させてもらって、環境基準値の10倍以上もあることに、正直、驚きました。

全量撤去をしたのでゴミの部分は見えなくなりましたが、私達が見えない部分、水の流れとかそういう部分ではとても私は不安な部分がありました。現場の上の方に貯水池を造って、それで水を流すとだいぶ浄化されていくという計画を今まで説明いただいていたものですから。いろいろこれから専門の先生方の意見等を賜りながら検討させていただきたいとは思っております。よろしくお願いいたします。

末永会長： ありがとうございます。

先ほど事務局からもありましたし、鈴木委員もおっしゃいましたけれども、これから追加とかさらに新たな方策も考えるということですから、ぜひそういうことで御了解をいただいて、宇藤委員も何かお持ちであったら、またいろいろとアドバイスをさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局： 非常に御心配されているということでしたけれども、御承知のとおり現場は遮水壁で囲われておりまして、現場の中では10倍以上の高濃度の汚染が確認されておりますが、それが全て60m下にあります浸出水処理施設でしっかり処理をして放流しておりますので、周辺の環境には影響がないということでご安心をいただきたいと思っております。現場の浄化に対しては、ただちにきれいにはできませんけれども、これからまだ十分な期間とは言いませんけれども、調査をしながら現場をきれいにしていきたいと思っております。

末永会長： よろしく申し上げます。

宇藤委員： 実は全量撤去をした後で、全量撤去をしたのに何の会議があるの？とこう聞かれることがあるのです。全量撤去をすると、もう皆、きれいになっているものだと思っている人が多いと思うので、見えない部分の説明は地元の人とか周りの人達も関心を失わないようにとか、適切な説明をしていただきたいと考えております。

末永会長： それは、先ほども対策監が言ったように、普通には影響はないけれど、このところが高いので、それに対する対策を行いますという情報発信などをやれば、ある程度周知することができると思いますので、それも一緒に考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

眞家委員： 環境基準は、排水基準からすると10分の1ぐらい。例えば、あれが河川に流れたから、河川の濃度がそのままの濃度になってしまうというわけではなくて、河川に水がたくさん流れていますので、そこで希釈されて、濃度的には環境基準ぐらいにはきちんと落ち着くぐらいになるだろうと思っております。今、県の方では、環境基準まで抑えるということで頑張っているんですけども、必ずしも環境基準を超えたからそのまま川が環境基準を超えてしまうということではないので、超えたから、さあ危ないというふうに御心配されなくても大丈夫ではないかと。

末永会長： まさにそこなので、要するに僕がよく言うのは、安全と安心の決定的な違いです。安全であるということを科学的にちゃんと証明しても、なかなか安心できないという部分があるので、多分その辺を宇藤委員の場合は特に田子町の方として心配されていると思うので。今、眞家委員がおっしゃったことは本当に正解だけれども、さらにそういうことを情報発信していくと、そういうことで了解していただきたいと思います。よろしくお願いします。

その他、よろしいですか。

それでは案件（2）に入らせていただきます。平成27年環境モニタリング調査結果について。これも事務局から御説明をいただきます。

事務局： それでは平成27年の環境モニタリング調査結果について御説明します。資料2-1を御覧ください。

前回の協議会では8月までの調査結果を報告しておりましたけれども、9月から12月までの調査結果を加え、年間として御報告いたします。

まず水質モニタリングの状況ですけれども、不法投棄現場の周辺環境からは環境基準を超える値は検出されておられません。現場内の一部の地点においては、資料1でも御説明をしましたが、1,4-ジオキサン、あとその他の項目としてはベンゼン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素が環境基準を超える値で検出されております。

前日も御報告をしましたがけれども、現場の下流の地点において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過しておりますけれども、こちらについては跡地整備において搬入した土壌や植樹で使用した苗木の土壌中の窒素等が地下水に溶出したものと考えております。

資料2-2の23ページを御覧ください。昨年、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は現場下流のアー38という地点と39という地点において環境基準を超過しておりましたけれども、その後も継続的に調査をしております、8月の時点では環境基準の超過が確認され、10月の時ではどちらも環境基準値以下ではあ

りましたけれども、12月の調査では、アー38の地点においては環境基準値を再び超過するという状況になっております。現場の方は全面的に植樹等をしておりますので、そういったところに窒素が残ったりしているために、まだ下がらないと考えておりますけれども、今後も少し継続的にこの状況について見ていきたいと考えております。

それ以外にもベンゼン、ほう素といったものも環境基準値を一部の地点において超えておりますけれども、環境基準値付近で推移しているという状況にあります。

簡単ではございますが、平成27年の環境モニタリング調査結果については以上となります。

末永会長： ありがとうございます。ただ今の御報告に対しまして、何か御質問等がありましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは次に案件（3）平成28年度環境モニタリング計画、よろしく願いいたします。

事務局： それでは資料3を御覧ください。平成28年度環境モニタリングの計画（案）について御説明します。

調査地点、回数、調査項目については2ページの図と3ページの表のとおりとなっております。

まず基本的には平成27年度と同様に実施したいと考えております。平成27年度との変更点としては、遮水壁内の現場下流にあるアー38と39地点については硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が新たに環境基準の超過が確認されましたので、こちらの地点では年1回から年6回に監視を強化して、濃度推移を見ていきたいと考えております。

現場中央谷筋にアー43という地点がありますが、こちらは汚染地下水の流れが集中する地点であることから、地下水の状況把握のために常時観測できる観測機器を設置して、地下水位及び電気伝導率を常時観測してきておりましたけれども、当該地点の周辺に設置された揚水井戸の稼働に伴って地下水位が低下し、常時観測が困難となってきておりますので、機器は取り外して常時観測は取り止めることとしたいと考えております。

ただし、定期のモニタリングの際には電気伝導率等の測定を実施しまして、引き続き、地下水の状況について把握していきたいと考えております。

以上となります。

末永会長： ありがとうございます。ただ今、平成28年度の環境モニタリング計画(案)をお示しいただきました。特に平成27年度との変更点、大きく2点ほどございますが、この辺を中心に、もし御意見、御質問があればと思いますが、いかがでしょうか。

もし、特に御異論がなければ、この(案)を取りまして、このような計画という形で認めていただいて、これを実行に移していただくということになりますが、よろしいですか。

じゃあ、(案)を取って計画で進めてください。ありがとうございます。

それでは案件(4)平成28年度における「環境再生計画」に基づく県の取組等について、御報告をいただきます。よろしくお願いします。

事務局： それでは資料4-1に基づいて御説明いたします。

平成28年度における「環境再生計画」に基づく取組内容等でございます。計画の3本柱であります自然再生、地域振興、情報発信、それぞれについて御説明します。まず最初は自然再生です。

1つ目は森林整備です。森林整備計画に基づく2か年の植樹活動が昨年10月25日で完了しました。このため、来年度以降は平成30年度まで八戸市森林組合が下草刈りなどによる植栽地の管理を行っていくこととなります。

それから2つ目は、現場見学会の開催です。昨年10月25日、植樹を完了した日に実施した苗木の生育状況等を公開する現場見学会を平成28年度も実施することとしております。開催の時期は地元の田子町と調整を図りまして、6月から7月までの間を予定しております。その際には県民植樹祭に参加された地区の住民の皆さんをはじめ、県民、企業の森づくり活動に参画される事業者の皆さんに御案内をしたいと思っております。

2つ目の地域振興につきましては、岩手県との協働を検討しているところですけれども、岩手県におきましては2月18日に第3回のワーキングを開催し、その概要を3月19日に開催された岩手県の第66回協議会に報告されてございます。皆様のお手元に資料をお配りしてございますけれども、この資料の詳細説明については省略させていただきますが、資料2ですとフォーラムを1月30日に開催され、基調講演、パネルディスカッションのまとめとして、「フォーラムは土地の利活用を考えるキックオフイベント」、「意見を踏まえて課題などを整理していくこと」、「事業主体や費用について今後考えていくことが必要」、「皆さんの合意で協力して考えていければよい」とされております。

また資料3におきましては、フォーラムの際に行われたアンケートの結果として土地の利活用についての意見が出されており、主な意見としましては「花を植える」、「漆文化を作る」、「イベントを行う」といった意見が多かったようです。

また、資料4におきましては、これまでの取組と課題等について、「引き続きワーキング、市民フォーラム等を通じて事案の教訓を次の世代に伝えるための取組について具体化していきたい」とされています。

これについて岩手県協議会では、「県境不法投棄問題を知らない学生が増えている」、「市民が無関心であればワーキングの検討もできない、改めて子ども達に説明をしてアイデアを求める」、「子ども達が関心を持てるイベントの開催を検討していただきたい」、などの意見が出されておりました。

また岩手県によりますと、平成28年度も引き続きこのワーキングを開催して、アイデアを募集すると共に、その検討を行い取りまとめを行うといった予定としているとのことでした。

資料4-1に戻りますけれども、本県といたしましては、引き続き岩手県の検討状況を注視していくとともに、田子町と随時意見交換を実施していきます。またウェブアーカイブによる利活用可能な土地情報の発信も引き続き継続していきます。

3つ目の情報発信です。ウェブアーカイブで今年度から開始している植栽地の定点撮影写真の公開をはじめ、原状回復事業の記録等を公開するなど、内容の充実に努めていきます。それから浸出水処理施設、田子町立図書館における資料展示として、現場来訪者や地域住民への資料展示を引き続き継続していきます。

一番下がスケジュールになっておりますけれども、情報発信の一番下に事案継承案内板の設置と記載されています。これは県境不法投棄現場が大量の不法投棄された現場であるんだということを後世に伝えるための案内板の設置ということになっておりますけれども、これにつきましては事業の終了後、平成35年度以降に設置するというので、33、34年度頃から具体的内容について検討をしていく計画でおります。

以上でございます。

末永会長： ありがとうございます。ただ今、平成28年度における環境再生計画に基づく取組状況、3点に亘りまして御報告をいただきました。これに関しましていかがでしょうか、御意見、御質問等。

どうぞ、鈴木委員。

鈴木委員： 2点質問します。1つは自然再生の方です。現場見学会を実施するという事は、ここの生育状況を見るということだけになってしまうのでしょうか。

それだともちょっともったいないので、例えば森林組合さんがやっている下草刈りとか、こういったものを体験学習として盛り込むということはできないでしょうか。

末永会長： どうですか。

事務局： そうですね、おっしゃるとおり現場は6月、芽吹いて生育状況を見てもらうにはいい時期だと思っております。下草刈りなどにつきましては、安全面を考慮しながらこれから少し検討をさせていただきたいと思っています。

鈴木委員： お願いします。もう1つは地域振興のところですが、今、岩手県側の資料をいただきましたけれども、土地利用を検討していただいているということですが、最後の方のスケジュールとかを見ると、注視ばかりしていくと岩手県側の方でも土地利用をまとめてしまうのではないかと。要は、どこかのタイミングで青森県側が岩手県と一緒に跡地利用を考えたいんだという申し入れをしないといけないと思うんですけれども。

末永会長： それはそういうふうな方向で動いているんですよ。共同でやると。

鈴木委員： そのタイミングはどこなんですか。それを分かる範囲で教えてください。

末永会長： 事務局。

事務局： 私どもは岩手県との共同検討を前提に今、検討しているというところですので、いつでも一緒に検討できるのであれば検討をしていくということです。

鈴木委員： 青森県側はいつでもOKですよという話ね、検討は。

事務局： ええ、そういうことになろうかと思えます。

鈴木委員： ただ、岩手県側の資料を見る限り、青森県側と一緒にやりたいということ意識している方はいらっしゃらないような。

末永会長： それは岩手県は岩手県で考えているからでしょう。青森県の方としてはそれはいろんな形で一緒にやりましょうと言っているんだから、一致点を見出したら跡地利用の方向に進むと。ただ、おそらくこれから佐々木代理委員に報告をいただきますが、岩手県の方だって煮詰まっちはないですね。どうですか、その辺ちょっと御紹介をしてもらった方がいいと思います。

佐々木代理委員： 二戸市役所の佐々木でございます。本来でしたら市長が参るところで

ございますが、代わりにということで市民生活部長を務めております、よろしく
お願いいたします。

最後の資料の19ページのとおり、岩手県では、協議会とワーキングとフォー
ラムの一連の流れでいくんだろうと。今回、1月に初めてフォーラムを開いた
わけです。確かに十何年前にこの事案が発生して、市民の皆様も大変なことが起
きたんだということでお気づきになったと思いますけれども、やっぱりそれから
十数年の月日が流れますと、今みたいな現状になっていると。一部、環境に関心
のおありの方はまだ現場などに来ておりますけれども、ほとんどの市民の方が記
憶から忘れてるのが現状でございます。

青森県が去年の10月に植栽が終了したということで、岩手県の方でもだん
だん跡地利用を考えていかなければならない時期になったんだらうと思います。
ただ、その時点で、やっぱり二戸市の市民の皆様の考えというのを聞きするの
も1つの案ということで、このフォーラムが開催されたと、私は解釈しており
ます。

私の個人的な考えですけれども、最終的には4-1の資料にありますような、
自然再生、あるいは地域振興、情報発信というのが跡地利用の最終的なまとめ方
になっていくのかなと、私は資料から考えておりました。

ただ、このフォーラムを開催した時に、実は岩手大学の齋藤徳美先生が、こ
のフォーラムは跡地利用への市民の皆様の記憶を喚起するとともに、市民の皆様
から考えを聞く、ようやくスタートなんですということをおっしゃいました。で
すから、まだ結論が全然分かっていないというのが実情でございまして、最終的
には青森県と同じようなまとめ方にいくのかなと私は考えています。その過程で
青森県との協働という部分が出てくるのは当然のことだらうと考えております。

以上でございます。

末永会長： 鈴木委員、よろしいですか。

鈴木委員： 要は青森県と協働していくというのがいつのタイミングで出るかというのが。

末永会長： 今、佐々木代理委員がおっしゃったとおり、まだまだ。

鈴木委員： 両方の土地を見た上で計画をデザインするのと、岩手県側の土地だけを見て
デザインするのでは違うはずなんです。ですから、早めに教えた方がいい。こっ
ちから申し入れをした方がいいんじゃないかと。

事務局： 鈴木委員からの御提言、そのとおりなんです。実は、元々、現場の土地に

関する本県と岩手県の違い、事情の違いというものがあまして、それは何かというと、本県側の現場の土地が、県有地だということです。従って、青森県では、県有地である現場跡地の自然再生なりを主体的に考えて進めることができたという事情がございます。

それに対して岩手県の場合は、現場の土地の現状は個人の所有地のままで、岩手県が行政代執行を行っているという形になっています。

従いまして、行政代執行という性格から、処分に要する経費を原因者に負担させるため、岩手県ではその土地について差押えを行っているわけです。今の岩手県としては、代執行費用の回収をどうするかという部分と、いわゆる跡地の利用をどうするかという2つの問題があるということです。

従って、言ってみれば岩手県自身が今、ワーキングなりを作って検討されているわけですが、本県と違う部分は、差押え財産の公売をするというのが基本的な考え方としてあり、それに併行した形で跡地利用というものがあるものですから、本県側が跡地利用だけを前面に出して、やってくださいという状況ではないということになります。

従って、まず岩手県側の方で跡地の方向についての基本的な部分の整理がある程度着いた時点でないと、本県側としても積極的な形として申し入れなり一緒にやっていくという土台まで行けないという状況がございます。

そういった意味で、今、本県としては岩手県における検討の状況を注視しながら、しかるべきタイミング、いわゆる本県から一緒にやりましょうと言える状況になった段階では、間違いなく遅れないようにしながら、お互い事務的に話し合いをすることになります。

末永会長： よろしいですか。そうことで。それは前に一定程度のお話をいただいて、一応の理解はしていたと思うけれども、今、まさに林部長が的確に整理をされて御説明をいただいたので、その状況の違いというのも分かるし、あるいは進み具合の違いも分かったと思います。

まだ鈴木委員、釈然としないものがありますか。

鈴木委員： 申し入れのタイミングとしては、今、差し押さえている土地のこれからの公売、あるいは土地の利用の仕方について岩手県側が決着した時点で申し入れをするということになるのですか。

事務局： 岩手県の状況次第なんですけれども、方向性が見えないと、岩手県にこうしてくださいという申し入れは本県としてはできない。岩手県では、極論でございますけれども、跡地利用を抜きにして単純に公売すれば代執行費用の回収ができ

るわけです。その方針が見えた段階でないと、我々から提案ができないのが現状だということです。

鈴木委員： 分かりました。

末永会長： いいですか。それは県の方がお伺いをした時、この間も事務局の方で行かれたりして、いろいろ情報を掴まえて、どのようにするのが一番いいのかということも青森県も模索されていますし、もちろん岩手県や二戸市にも、なかなかクリアしなければならない条件がある中で、この状況というのを的確に捉えながら進めていこうというスタンスはありますので、今後、そういうものを注視しながら、ぜひいい方向に進むのを願っていかねばいけないというのが現状だと思いますので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

その他、何かありますか。よろしいですか。

それではこういうことで、情報発信のことで宇藤委員から御質問があつて、そして眞家委員が御回答をして、さらに対策監もまたお答えいただいたんですが、要するに一般の人からすると、いわゆる科学技術的な意味における安全とかそういうものの違いがありますので、より分かりやすくといいますか、納得できるような情報発信をこれからさらに更新していく中で留意していただければと思います。それを私の方から、大変おこがましいのですがよろしくお願ひします。

それでは案件の（４）はよろしいですか。

それでは案件（５）、最後になりますが、よろしくお願ひします。

事務局： それでは資料５を御覧ください。岩手県から本県側への地下水等流入防止対策の検討です。

まず、この検討の背景について御説明します。１の（１）青森、岩手両県事業の終了時期の違いです。県境不法投棄現場の原状回復対策に当たり、本県と岩手県では国の同意を受けた実施計画に基づいて国の財政支援を受けながら原状回復事業を実施しているところですが、本県の実施計画の期限が平成３４年度であるのに対して、岩手県は平成２９年度となっており、岩手県が先行して事業が終了することになっています。

県境不法投棄現場においては、下の図を御覧いただきますと、岩手県の現場内に想定分水嶺があり、その西側で生じる表流水及び地下水が本県側に流入する地形となっております。このため岩手県では、同県実施計画の中で、その長期的対策として、特定産業廃棄物等の除去完了後、表流水及び地下水が共に東側に流下するよう、県境の南北方向を概ねの頂点を通して東側にしだいに低くなるよう

地形整形や地盤改良等の必要な措置を講ずるとしてあります。

岩手県事業終了に向けた対応については、岩手県への申し入れとして、現在は岩手県が県境部に設置している鋼矢板により青森県側現場内への地下水等の流入が防止されていますが、岩手県の事業終了後も本県では平成34年度まで地下水の浄化対策を継続することとしていますので、今後、岩手県が実施する長期的対策が本県の地下水浄化対策に影響を及ぼさないものであることを確認するため、岩手県に対して長期的対策の詳細な説明について申し入れを行っているところです。

岩手県との意見交換、協議会の意見聴取については、今後、岩手県の長期的対策の内容説明を受け、両県で十分に意見交換をしながら検討を行っていくこととしており、その検討に当たりましては、協議会の意見を聴いた上で意見交換をしていきたいと思っております。

以上です。

末永会長： ありがとうございます。ただ今、資料5に基づきまして、青森、岩手県境部における青森県側の地下水等流入防止対策に関しまして検討の背景、それから青森県としてはいろんな形において岩手県に申入れ等を行っているという御説明をいただきましたが、これに対しまして何か御質問、御意見がありましたら。どうぞ、宇藤委員。

宇藤委員： 岩手県の遮水壁の鋼矢板は、来年度に岩手県としてはもう取り去ってしまうのかどうか。そこら辺はどうなっていますか。

事務局： 現在、岩手県の方で事業の終了に向けた検討が行われているということでございますけれども、こういった事情がありますので、私どもとしては鋼矢板については引き続き設置されたままであってほしいということについては申し上げます。

末永会長： 先程説明がありましたように、岩手県の方が高くて、こっちに流れるということですので、宇藤委員が教えてくださったように、鋼矢板を取られたらますます流入する可能性がありますと。その辺はこちらからも申し入れをよろしく願います。

その他、何か。古川委員。

古川委員： 1つ質問ですが、1の(2)の地形整形、それから地盤改良、こういう措置を講ずるといって岩手県のお話みたいですが、実際、現場がそういう整形が

ちゃんとできるようなものなのかどうか、ちょっと青森県の方から分かる範囲でお答えいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

末永会長： どうでしょうか。

事務局： この内容は岩手県の実施計画に記載されている対策であり、まさに我々がその確認を行っていくということです。

古川委員： 具体的には、岩手県がどうするのかというところをいろいろ確認していくということですね。

末永会長： よろしいですか。どうぞ、その他。

岩手県の方の具体的な形が分からないので、青森県の方もしんどいところがあると思いますが、とにかく青森県としては、こちら側に地下水等が流れることを避けなければいけないということで、いろんな形で申入れ、もちろん岩手県の方からも、流れてもいいんですよということは決して言わないと思いますので、その辺はきちんとした形において協議をしながら最善の方法を尽くすということで、さらに頑張っていたきたいと思います。

その他、どうぞ、何か。山本委員。

山本委員： 青森県側に第一帯水層、第二帯水層という考え方がございますが、岩手県側のこの境目の部分について、同じような考え方と、それに即したような整形、あるいは排水が進められてるのかどうなのかちょっと心配なところなんです。同じ考え方があると望ましいのでありますが、それぞれですと言われちゃうと、ちょっと心配なところがあるのではないかと思います。

そこはどうでしょうか。

末永会長： 課長、どうぞ。

事務局： 下線を引いております岩手県の実施計画の中に、表流水及び地下水がともに東側と書いています。この地下水は当然、地中の中で非透水層までの部分を指していると。当然、非透水層の地盤というのは県境部においては本県側に向かって傾斜していますので、その部分について当然浄化されるということが私どもから岩手県に対しての申入れ、協議事項だと認識しております。

今現在は、実施計画の範囲ですので、表面を指していると思われる地形整形、それから地中を指していると思われる地盤改良の具体策が見えておりませんの

で、しっかりと岩手県の対策の具体的内容を把握して、必要な意見を申し上げていくという形になろうかと思えます。

山本委員： 最終年度が違うということになりますと、岩手県側が先にある程度の結論を出して、その結論に基づいて青森県が対応することになるわけで、そうしますと、第一帯水層より上のことを言っているのか、第二帯水層までのことを言っているのかという対策についてはこちらがもう少し精査しないと、半分だけやっておりますが半分は下の方から流れて行くというような格好であるのかどうか。この辺は鋼矢板をずっと設置し続けるということと、その後の扱いということで岩手県側も考えているはずですので、そこはできればしっかりと協議をお願いしたいと思えます。

末永会長： さっきの古川委員のと重なる部分がありますが、まだ具体性のない計画ですけども、事務局、その辺はどうですか。

事務局： 実施計画につきましては、両県、それぞれ国の承認を得ているもので、その中での記載でございますので、これはしっかりと岩手県におかれても守っていただくと。先ほど山本委員からお話がありましたが、当然第二帯水層も含めて地下水が本県側に流入してこないというのが原則だと認識しております。

末永会長： もちろん、県側の方としてはお考えでしょうが、ここでは特に山本委員など、現地の方が心配されているということがありますので、そういうことも何かの形では岩手県の方にお伝え願えればさらに具体的になると思えますので、よろしくをお願いします。

山本委員、そういうことで協議をやらせていただくということで、よろしくをお願いします。

その他、何かありますでしょうか。最初に申しましたが、2年間ということやって参りまして、今回で委員を去られる方もいらっしゃいますので、ぜひ最後ですから一言ずつ、ご発言をいただければと思います。

大西委員、いかがですか。

大西委員： 2年間、この場にいさせていただいて、今まで自分のことではないこと、ちょっと遠い土地のことだし、ちょっと分からないことだなという感覚が実際ありましたけれども、やはり知ると、まず知ることによって自分のことになりました。この自然再生、地域振興、情報発信という3本の柱がありますけれども、やはり情報を発信していく、具体的に分かりやすく伝えていくということが今後、非常

に重要ではないかなと感じております。

2年間、ありがとうございました。

末永会長： 佐々木委員、今日は何もご発言がないからどうぞ。それから澤口委員、次にご発言、そして野呂委員、お願いします。

佐々木委員： 本当に2年間、ありがとうございました。いろいろ勉強させていただいた点も多くて、この事業自体も終わっていないし、安全は結局安心まで持っていかなないと地域住民が納得しないということもあるので、今後もずっと続く話なので、粘り強くこの事業をやってほしいなと思っております。

近年、6次産業にしても、その中で言われているのは0次産業の形です。0次産業とは何かというと、自然を保全する住民の気持ち、伝統文化、それがあってこそ地域が振興されていくという話を多く聞いております。

田子町は、日本で最も美しい村で、永久（とわ）の流れもあります。ぜひ安全から安心まで持っていって、それを後世まで引き継いでいくという形になっていくように、県の実施する事業が、それを担保するような形にしていければ今後もよくなっていくのではないかなと思います。本当にありがとうございました。

末永会長： どうもありがとうございました。田子町の地域振興等で今後のサジェスションになりそうですので、よろしくをお願いします。

では澤口委員。

澤口委員： いよいよ、今の最後の議論にもあったように、岩手県の方が終了して、青森の方もまもなく終わるといった感じがしたんですけども。ここで、いよいよ大詰めに来たなとは思っているんですが、まだまだ落としどころの姿が見えない段階ですので、併せて、いろんな難しい点はあるんでしょうけれども、先ほど二戸市の委員の方もおっしゃっていましたが、田子町も同じようにやはり記憶が薄れているというか、あまり思い出したくないというのもあるんでしょうけれども、そこをもう少し露骨な形ではなく、田子町も二戸市もソフトな形で何か教訓として残せるようにやれたらいいなと思っています。

以上です。

末永会長： ありがとうございます。地元の方もしっかりやっていただいて、それを県がサポートするという形で、そういうことも後世に伝えていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

じゃあ野呂委員。

野呂委員： 私は途中から参加した形になっているわけなのですが、今日は技術的な話が多かったので発言を慎んでいた部分もあったのですが。

自然はつながっているのに県境があるということ、その自然がつながっているのが地下水の流れではっきりと示されていて、それを矢板で今、遮っている状態にある。さらに分水嶺を崩して、全く山を変えるという計画を環境省が認可されているというところ、現実的なところでのテクニカルな対策が本当に実現されて、環境がちゃんと使えるような状態にならないと、土地の形が定まらないと実質的には振興計画というか、考えが実は進まないんじゃないのかなと。しっかりとした地盤がないと皆さんも多分その後の想像ができないと思います。

その意味で、おそらく私は地域振興の分野で参画をしているのですが、地域振興の作り方が非常に難しいなという気がします。

特に岩手県は先に終わってしまうわけで、先程申し入れという話もありましたけれども、本県としては申し入れをしっかりとやっている、特に最近しっかりと意見交換をしてきている状態にあります。その中で、いかに住民の意見、環境の状況を反映させてしっかりとこの土地を自然再生、地域振興、情報発信というものを実施していくのか。これは次年度以降の大きな課題になるんじゃないのかなと考えております。

皆さんはまとめのような感じでしたけれど、私はまとめになっていないようですが、以上です。

末永会長： ありがとうございます。

全員の方にご発言をいただきましたが、特にここで言っておきたいという方がもしあれば、よろしいでしょうか。

それでは本当にいろいろありがとうございました。以上をもちまして、第55回ということになります。今年度最後の協議会を終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。マイクを事務局にお返しします。

司会： 平成28年度の協議会開催日程については、5月を予定しております。

以上をもちまして、第55回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。